武蔵野市廃棄物の抑制･再利用と適正処理及びまちの美化に関する条例

（市民会議）

第６条　市長は、市民、事業者等と共同してこの条例の目的を達成するために、廃棄物に関する市民会議（以下「市民会議」という。）を置く。

２　市民会議は、資源の再利用、廃棄物の発生の抑制・減量及びまちの美化に関する基本的事項について協議する。

３　市民会議の構成、運営等必要な事項は、規則で定める。

武蔵野市廃棄物の抑制･再利用と適正処理及びまちの美化に関する条例施行規則

（市民会議）

第３条　条例第６条に規定する廃棄物に関する市民会議（以下「市民会議」という。）は、委員16名以内で構成する。

（市民会議の組織及び運営）

第４条　市民会議の委員は、市民、事業者、学識経験者及び市職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

２　委員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、欠員補充による後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

３　市民会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

４　委員長は、市民会議の会務を総括し、市民会議を代表する。

５　委員長は、会議を招集し、会議の議長となる。

６　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

７　市民会議は、必要に応じて委員以外の者に対して会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

８　市民会議の委員の報酬は、武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和36年２月武蔵野市条例第７号）に基づき、別に定める。

９　市民会議の庶務は、環境部ごみ総合対策課が行う。